

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2021年9月21日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第2号

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則

公立大学法人神戸市看護大学非常勤講師等の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月細則第12号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
_____	<u>(休暇の単位)</u> 第4条 規程の定めるところの休暇の単位
_____	は、1日を単位として与える。
_____	<u>(病気休暇)</u> 第5条 病気休暇の期間は、10日（規程第
_____	8条第1項に規定する週休日及び規程第
_____	9条第1項に規定する職員の休日を含
_____	む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき
_____	最小限度必要と認める期間とする。ただ
_____	し、使用した病気休暇の末日から6月以
_____	内に再び病気休暇を使用する場合には、
_____	前の病気休暇の期間を通算する。
_____	<u>(特別休暇)</u> 第6条 規程第23条に規定する細則で定め
_____	る特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。 2 特別休暇の期間については、日数で定められているものを除き、週休日及び職員の休日を含むものとする。 <u>(生理休暇)</u> 第7条 次の各号のいずれかに該当する業務に従事する女性職員（規程第2条第2





(短期の介護休暇)

第12条 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で次に掲げる者（以下この条において「要介護者」という。）の介護等を行うパートタイム職員等が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により1の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の短期の介護休暇を与える。ただし、第3号に掲げる者については職員と同居しているものとする。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母

(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(3) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に定めるもの

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

(病気休暇及び特別休暇の承認等)

第13条 規程第24条に規定する細則で定めるものは、第8条及び第9条に規定する休暇とする。

第14条 規程第24条に規定する承認を受けようとする職員は、事前に理事長に願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に休暇の願い出をすることができなかった場合については、この限りではない。

